

第2次提訴声明

私たちは、本年1月31日の第1次提訴に引き続き、本日、3.11事故後1年を機に1370名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める訴訟を佐賀地裁に提起した。第1次原告と合わせて、3074名の原告を擁する歴史上最大数の原発訴訟となった。

昨年3月11日の福島第1原発事故による未曾有の被害は、将来の健康被害を含め、どれほどの全容となるかも明らかでないほど甚大である。国と電力会社が安全と言い続けてきたわが国の原発で過酷事故が起こったことにより、原発安全神話は崩壊し、その言動は信用性を失った。また、政府は福島第1原発事故の収束宣言をしたが、いまだに放射性物質が放出され続けているなど収束とはいえない状況が続いている。さらに、福島第1原発の事故原因すらはっきり解明されてもいない。

私たちは、福島第1原発事故の被害を経て、このような危険な結果を生み出す原子力発電という方法を人類は選択してはならないとの思いに至り、1月31日の第1次提訴をした。

しかしながら、国では、原子力安全保安院が大飯原発3・4号機のストレステストの1次評価結果を妥当と判断するなど、福島第1原発事故の原因の解明のない段階で、かつ同事故原因を踏まえた安全指針の見直し及びそれに基づいた検査もないまま、再稼働の動きを強めている。

また、九州電力も、社長が再稼働時期は不明としながら再稼働の準備はできている旨述べるなど、福島第1原発の事故を真摯に受け止めないまま、再稼働に動きだそうとしている。

このような状況の中で、第1次提訴の1704名に引き続き1370名の原告が第2次提訴で本訴訟に参加したことは、国や九州電力の動きを許さない世論が大きくなっていることの証左である。

私たちは、第3次以降の提訴も引き続き行なっていくが、国や電力会社の姿勢や態度が変わらなければ、さらに燎原の火のごとく原告参加は増え続けていくと確信している。

私たちは、まずは国と九州電力に玄海原発全ての稼働差止、その先に廃炉を求め、さらに政府等に我が国の他の原発の稼働差止とその先の廃炉を求める。

上記のとおり声明する。

2012年3月12日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団